

## 新庁舎建設工事における市内業者の活用についての説明の骨子

### 現在の状況

#### (1) 元請業者へ市内業者の活用の依頼

- ・入札時に配布する「入札条件及び指示事項」に記載
- ・元請業者へ市内業者活用の「依頼」

#### (2) 下請業者決定までの流れ

- ・元請業者から「下請予定表」の提出  
↓
- ・元請業者と下請業者との契約の締結  
↓
- ・「施工体制台帳・施工体系図」の提出

### 開示可能な時期・範囲

- ・開示の時期 → 施工体制台帳・施工体系図の「提出後」
- ・開示の範囲 → 施工体系図の表記の範囲

### 報告様式

- ・別紙、2ページの報告様式による

## 新庁舎建設工事に関する下請負人について（説明参考資料）

### ① 市内業者の活用について

市内業者の活用については、入札時に配付する「入札条件及び指示事項」の表記により、工事受注者に協力をお願いしています。

#### 【入札条件及び指示事項の抜粋】

受注者は、下請負人を必要とする工事については、市内建設業者の活用に努めること。  
また、下請けの有無にかかわらず、すべて「下請予定表」を提出すること。

受注者は、下請工事がある場合には「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」を提出すること。なお「下請予定表」は工事着手前までに、また「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」は下請工事の着手前までに提出すること。

### ② 下請予定表及び施工体制台帳・施工体系図について

#### 【下請予定表】

下請予定表は、対象工事の下請負業者の有無や、予定下請負人の確認を行うために提出してもらう書類です。

#### 【施工体制台帳・施工体系図】

施工体制台帳及び施工体系図は、建設業法第24条の7で、元請負業者に作成が義務付けられた書類です。

「**施工体制台帳**」は、多様化し重層化する一次下請、二次・三次下請を、元請負業者が施工に関わる全ての建設業を営む者を監督しつつ、工事全体の施工を管理するために作成するものです。

添付書類として、下請負人の下請契約に係る書類、資格を有することを証明する書面、雇用を証明する書面などが必要となります。

「**施工体系図**」は、施工体制台帳を基に、各下請負人の施工分担関係が一目でわかるようにした図のことで、下図のような構成となっており、公共工事では現場内の見やすい場所と、公衆の見やすい場所に掲示を行うことになっています。

#### 【施工体系図例】



③ 報告様式について

現在の市内業者の活用状況（以下の書式で、各工種ごとに適宜報告）

9月1日現在

	工種	一次下請（社数）	二次下請以降（社数）	計
市内	建築	2	1	3
	電気	0	0	0
	機械	0	0	0
市外	建築	1	0	1
	電気	0	0	0
	機械	0	0	0
全体	建築	3	1	4
	電気	0	0	0
	機械	0	0	0
市内業者占有率		67%	100%	75%